

平成21年7月24日(金) 開催

生活環境保健福祉委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 生活環境保健福祉委員会室

○ 開 会

1 付 託 事 件

2 協議又は報告事項

(1) 緊急雇用創出事業(追加分)の事業計画等について (生活環境部・保健福祉部)

(2) 岡山県消費者行政活性化計画等について (生活環境部)

(3) 「あっ晴れ!おかやま国文祭」広報キャラバン隊出発式について (生活環境部)

(4) 平成20年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について (保健福祉部)

(5) 平成20年度介護報酬返還金の状況について (保健福祉部)

(6) 平成20年度岡山県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果(概要)について (保健福祉部)

(7) 「第3次岡山いきいき子どもプラン」(仮称)の意見を聴く会について (保健福祉部)

(8) その他

○ 次回委員会

平成21年8月12日(水) 午前10時30分 開催

○ 閉 会

緊急雇用創出事業（追加分）の事業計画等について

1 概要

6月補正予算により「緊急雇用創出事業臨時特例基金」に新たに56億円を積み立て、当該基金を活用して、離職を余儀なくされた非正規労働者等を対象に更なる雇用創出を図るため、県及び市町村において次のとおり「緊急雇用創出事業」を追加実施する。

【事業の実施期間】・H21年度～H23年度

【事業の実施要件】・事業費に占める人件費割合が概ね7割以上
 ・新規雇用する失業者の割合が全労働者の概ね4分の3以上
 ・雇用就業期間は原則6か月未満（介護、福祉、子育て、医療、教育の重点分野については、1回の更新可能）

【県・市町村事業の配分、年度割及び雇用創出効果等】

基金積立額	区分	H21	H22	H23	計	雇用創出効果
56億円	県事業	9億円	10億円	9億円	28億円	4,885人 (現時点での 想定人数)
	市町村事業	9億円	10億円	9億円	28億円	

【実施予定の主な県事業】

- 介護・福祉
 - ・代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業（保健福祉部）
- 医療
 - ・献血等推進支援事業（保健福祉部）
- 産業振興
 - ・民有地情報収集事業（産業労働部）
- 情報通信
 - ・おかやま魅力発信動画コンテンツ作成事業（総務部）
 - ・道路台帳システム整備事業（土木部）
- 観光
 - ・おかやま観光PR推進事業（産業労働部）
 - ・空路利用広域プロモーション強化事業（企画振興部）
- 農林漁業
 - ・保安林管理事務推進事業（農林水産部）
- 治安・防災
 - ・夜間の街頭安全・安心パトロール事業（警察本部）
- 教育・文化
 - ・ICTサポーター事業（教育委員会）
 - ・トップチームを活用した県情報発信事業（生活環境部）

【実施予定の主な市町村事業】

- 介護・福祉
 - ・生活保護制度円滑実施支援事業（岡山市）
- 子育て
 - ・幼稚園障害児対応職員加配事業（津山市）
- 医療
 - ・生活習慣病予防特別対策事業（瀬戸内市）
- 観光
 - ・田園観光都市景観整備事業（美作市）
- 環境
 - ・学校・社会教育・文化施設の環境美化事業（総社市）
- 農林漁業
 - ・農業用施設巡視員による市内巡視活動事業（倉敷市）
- 教育・文化
 - ・学校教育支援員配置事業（笠岡市）
 - ・学校ICT活用サポート事業（井原市）
 - ・図書ラベル・図書データ作成等整備事業（新見市）

2 雇用創出関係基金事業の概要

事業名		基金積立額	事業区分	H21	H22	H23	計	雇用創出効果
緊急雇用 創出事業	当初分	26億円	県	10億円	3億円	—	13億円	2,424人
			市町村	10億円	3億円	—	13億円	
	追加分	56億円	県	9億円	10億円	9億円	28億円	4,885人
			市町村	9億円	10億円	9億円	28億円	
ふるさと雇用再生 特別事業		34億円	県	5億円	6億円	6億円	17億円	990人
			市町村	5億円	6億円	6億円	17億円	
計		116億円	県	24億円	19億円	15億円	58億円	8,299人
			市町村	24億円	19億円	15億円	58億円	

生活環境保健福祉委員会資料

- 1 緊急雇用創出事業（追加分）に係る事業について …… P. 1
- 2 岡山県消費者行政活性化計画等について …… P. 4
- 3 「あっ晴れ！おかやま国文祭」広報キャラバン隊出発式について … P. 5

平成21年7月24日

生活環境部

緊急雇用創出事業（追加分）に係る事業について【生活環境部】

分野区分	事業名	H21年度分		3か年分	
		事業費 (百万円)	雇用創出数 (人)	事業費 (百万円)	雇用創出数 (人)
子育て	・青少年団体等実態調査事業	3	2	3	2
情報通信	・NPO法人データファイル整備事業	1	1	1	1
環境	・児島湖畔ヨシ群落保全事業 ・不法投棄監視強化充実事業 ・廃棄物監視用データ等整理事業 ・野生鳥獣被害対策事業(ヌートリア 集中捕獲事業)【拡充】	82	18	184	55
治安・防災	・自転車の安全対策事業	3	2	3	2
教育・文化	・トップチームを活用した県情報発信 事業 ・岡山県県民の健康・体力・スポーツに 関する調査事業 ・あっ晴れ！おかやま国文祭支援事業 ・岡山県立美術館収蔵品管理システム 導入事業(委託事業分) ・岡山県立美術館収蔵品管理システム 導入事業(直接実施事業分)	16	9	50	24
計		105	32	241	84

実施予定の事業(追加分)【生活環境部】

分野区分	事業名	概要	H21年度分		3か年分	
			事業費 (百万円)	雇用創出数 (人)	事業費 (百万円)	雇用創出数 (人)
子育て	青少年団体等 実態調査事業	県下全域の青少年活動を活発化するため、旧78市町村等を訪問し青少年団体等の実態調査を行い、各団体の活動状況等に関する資料を作成する。また、青少年に有害な情報の提供源となりやすい図書販売店、携帯電話販売店等の状況を調査し、資料を作成する。	3	2	3	2
(小計)		1件	3	2	3	2
情報通信	NPO法人データファイル整備 事業	NPO法人の定款・事業報告書等の法定閲覧書類は、現在は、県ゆうあいセンター等で閲覧に供しているのみだが、情報公開によるNPO活動への理解促進及び県民の利便性を高めるために、新たにインターネット上で閲覧できるサイトを構築する。このため、閲覧書類をPDFファイルに電子データ化する業務を委託する。	1	1	1	1
(小計)		1件	1	1	1	1
環境	児島湖畔ヨシ群 落保全事業	児島湖においては、水質浄化に役立つとともに、魚類等の繁殖の場として重要であるヨシ群落が各所に存在しているが、今まで放置されたままの群落もあり、良好な群落を維持するため、ゴミ拾い、ヨシの刈取り等のヨシ群落の適正維持業務を実施する。	16	8	48	24
環境	不法投棄監視 強化充実事業	既に民間警備会社に委託して行っている夜間等の監視パトロールをさらに強化・充実させるため、監視日数等を拡充して実施する。	8	4	39	20
環境	廃棄物監視用 データ等整理 事業	産業廃棄物の監視のための収集運搬車両のデータ整理・入力事務を、新たに緊急雇用臨時職員を雇用して実施する。	3	3	6	6
環境	野生鳥獣被害 対策事業(ヌー トリア集中捕獲 事業) 【拡充】	ヌートリア等によって地域の環境が悪化し、農作物等に深刻な被害を受けている地域について、市町村からの要望を募り、専門のチームを派遣し、個体捕獲や営巣地除去作業を実施する。 生息実態調査を受けて、集中捕獲事業のチーム編制等を見直し、事業を拡充する。	55	3	91	5
(小計)		4件	82	18	184	55

実施予定の事業(追加分)【生活環境部】

分野区分	事業名	概要	H21年度分		3か年分	
			事業費 (百万円)	雇用創出数 (人)	事業費 (百万円)	雇用創出数 (人)
治安・防災	自転車の安全対策事業	自転車が関係する交通事故は徐々に増加傾向にあり、しかも平成21年7月1日から幼児2人同乗用の自転車が認められた。そこで、自転車の安全な利用を推進するため、幼稚園等において乗り方等の指導を行う業務を委託する。	3	2	3	2
(小計)		1件	3	2	3	2
教育・文化	トップチームを活用した県情報発信事業	ファジアーノ岡山、岡山湯郷Belle及び岡山シーガルズを活用して「おかやま」の情報を全国、県民にPRするため、新たに緊急雇用臨時職員(トップチーム情報発信員)を雇用し、先進事例調査、ホームゲーム開催時における県PR事業等を実施する。併せて、応援気運の醸成を図るため、HPによる情報提供やアンケート調査等を実施する。	2	2	7	5
教育・文化	岡山県民の健康・体力・スポーツに関する調査事業	県民の健康・体力面に関する意識やスポーツの実施状況などについて現状を把握するため、各年代を対象にした調査を民間事業者に委託する。	8	3	8	3
教育・文化	あつ晴れ!おかやま国文祭支援事業	平成22年10月～11月に本県で開催される国民文化祭の広報を拡充して行うとともに、県内の文化ボランティアの実態調査を実施し、岡山県文化連盟等の関係団体と連携を図りながらボランティアネットワークを構築する業務を委託する。	3	2	3	2
教育・文化	岡山県立美術館収蔵品管理システム導入事業(委託事業分)	県立美術館の収蔵品4,000点のうち、写真のない2,000点を撮影・データベース化するとともに、写真のある2,000点についてもデジタルデータ化し、管理するシステムを導入する。あわせて、それをホームページで公開するシステムを導入する。	0	0	25	8
教育・文化	岡山県立美術館収蔵品管理システム導入事業(直接実施事業分)	システム導入事業を実施するにあたり、美術館職員として、システム導入前の諸準備、収蔵品寄託者との交渉、委託業務受託者との連絡調整や撮影立会等の監督業務に従事する非常勤嘱託員(収蔵品管理システム導入監督員)を雇用する。なお、当該新規雇用者は、学芸員資格を有する者もしくはこれと同等の知識を有する者とする。	3	2	7	6
(小計)		5件	16	9	50	24
(合計)		12件	105	32	241	84

岡山県消費者行政活性化計画等について

この度、県で取りまとめた、岡山県消費者行政活性化計画・市町村プログラム及び平成21年度事業計画（概要）については、次のとおりである。

1 消費者行政活性化事業の目的及び経緯等

国は、平成21年度からの3年間を地方消費者行政強化のための「集中育成、強化期間」と定め、平成20年度第2次補正予算に総額150億円の「地方消費者行政活性化交付金」を計上し、各都道府県に交付した。

県では、この交付金を原資として平成21年3月に設置した「岡山県消費者行政活性化基金」を活用し、県及び市町村の消費生活センターなどの相談窓口の設置・拡充、相談員のレベルアップ等の事業を実施することとしている。

2 岡山県消費者行政活性化計画・市町村プログラム

市町村から提出されたプログラム（活性化の方針、施策・目標、相談員の処遇改善の取組等を記載）と県が実施する活性化事業を合わせ、県全体の「消費者行政活性化計画」を別添のとおり策定した。

県は消費生活センターの機能強化や市町村の取組の支援、市町村は相談窓口の機能強化や消費生活相談員の養成・スキルアップ、また、県・市町村ともに消費者教育・啓発の強化を計画しており、7月以降、順次事業実施することとしている。

3 平成21年度事業計画（概要）

岡山県消費者行政活性化計画等に基づき、平成21年度において新たに県・市町村が計画している事業の概要は、次のとおりである。

事業名	内容	取組状況
消費生活センター機能強化事業	消費生活センターの拡充	県、3市
消費生活相談スタートアップ事業	消費生活相談窓口の拡充	11市町
消費生活相談員養成事業	県が企画し、法人に委託して実施する実務的研修の開催及び研修参加の支援	県、4市町
消費生活相談員等レベルアップ事業	研修実施、研修への参加支援	県、4市町
消費生活相談窓口高度化事業	高度に専門的な消費生活相談への対応力向上（弁護士等の活用）	県、2市
食品表示・安全機能強化事業	食品表示・安全講演会開催等による消費者への啓発強化	1市
消費者行政活性化オリジナル事業	消費者教育・啓発の強化に係る事業等	県、8市町

「あっ晴れ！おかやま国文祭」広報キャラバン隊出発式について

来年秋に開催される「第25回国民文化祭・おかやま2010」を広く周知するための広報キャラバン隊の出発式を次のとおり行います。

なお、キャラバン隊は、8月末までに県内の全市町村を順次訪問し、お互いに連携を密にすることで、国民文化祭の開催気運の盛り上げを図ってまいります。

1 主 催

第25回国民文化祭岡山県実行委員会（会長：岡山県知事）

2 日 時

平成21年7月28日（火）9：30～10：00

3 場 所

県庁前広場

4 参加予定者

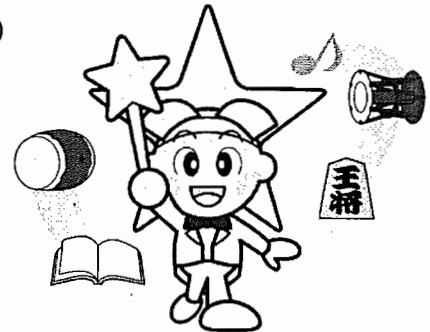
第25回国民文化祭岡山県実行委員会会長・副会長・委員
あっ晴れ！おかやま国文祭キャンペーンスタッフ 等

5 内 容

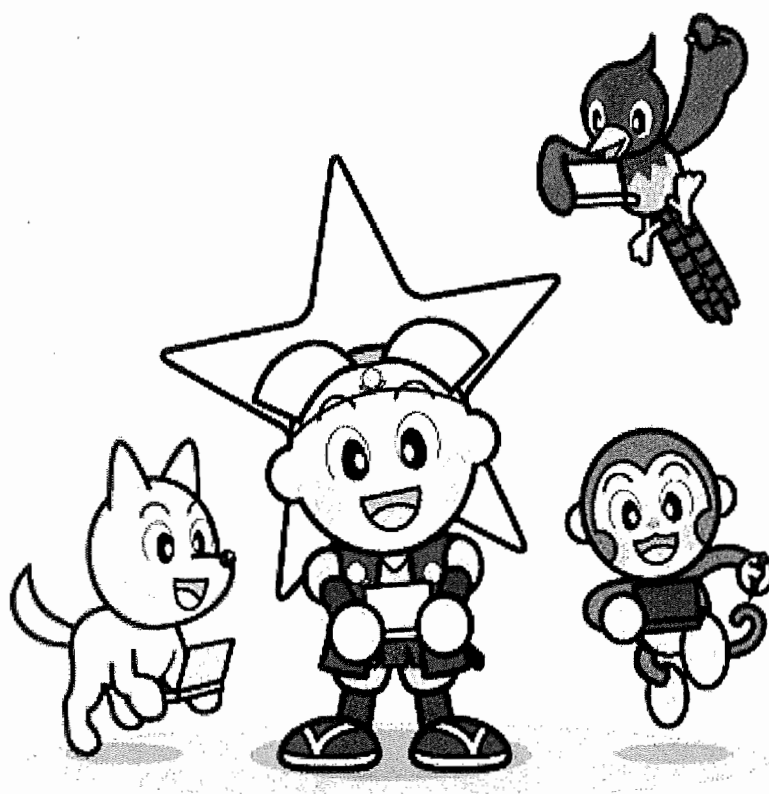
- ・あっ晴れ！おかやま国文祭盛り上げ隊によるパフォーマンス
- ・会長の激励の言葉
- ・決意表明（キャンペーンスタッフ）
- ・出 発

【出発式当日の訪問先】

岡山市役所（10:45 頃）→高梁市役所（14:00 頃）→総社市役所（16:00 頃）



消費者行政活性化計画



岡山県マスコット ももっち

平成21年6月30日

岡山県

目 次

- 1 岡山県内の消費生活相談体制の現状…………… 1 ページ
- 2 計画期間及び計画期間を通じた消費者行政活性化の方針…………… 4 ページ
- 3 計画期間中に取り組む施策とその目標…………… 5 ページ
- 4 消費生活相談員の処遇改善の取組…………… 6 ページ

《別添 市町村プログラムの一覧》

○平成21年度から消費者行政活性化事業に取り組む市町村

1 1 市（岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、
新見市、赤磐市、美作市）

4 町（早島町、矢掛町、勝央町、吉備中央町）

○平成22年度から取り組む予定の市町村

4 市（備前市、瀬戸内市、真庭市、浅口市）

5 町（和気町、里庄町、奈義町、久米南町、美咲町）

2 村（新庄村、西粟倉村）

〔参考〕 県内市町村数 27（15市10町2村）

1 岡山県内の消費生活相談体制の現状

1 概要

本県では、県行政の各部門における消費者施策を総合的・計画的に推進するための消費生活基本計画を策定し、複雑化、多様化する消費生活の諸問題に適切に対応するとともに、県民の消費生活の安定及び向上を図るための取組を推進しているところである。

国において、平成21年度からの3年間を地方消費者行政強化のための「集中育成・強化期間」と位置付けており、県に交付された地方消費者行政活性化交付金により、県は基金を設置し、この期間に、県及び市町村の消費生活相談窓口の機能強化等に向け、消費者行政活性化事業に取り組むものである。

2 県内の消費生活相談体制の現況等

(1) 現況

- 県では、消費生活センターを1か所（分室1か所）設置しており、平成17年9月からは、開所日を火曜日～日曜日に変更し、土曜日・日曜日の相談体制を整えている。また、県消費生活相談員の市町村への派遣等により、市町村の相談窓口強化に向けた支援も行っている。
- 各市町村においては、全ての市町村で消費生活相談に対応できる体制を整備しているが、消費生活相談員を配置している自治体は3市（岡山市、倉敷市、津山市）にとどまっている。
- 消費生活に関する相談件数は、依然として高止まりで推移しており、その内容は、著しく複雑化・多様化してきており、悪質商法による被害も後を絶たない状況である。

〔消費生活センター相談員数等（平成21年4月1日現在）〕 （単位：人）

センター名		所在地	消費生活相談員数
県	岡山県消費生活センター	岡山市	15
	〃（津山分室）	津山市	2
	岡山市消費生活センター	岡山市	5
	倉敷市消費生活センター	倉敷市	5
	津山市消費生活センター	津山市	2

(2) 課題

- 消費者相談の受付、助言、あっせん等を通じ、消費者被害の迅速な救済、被害情報の幅広い収集、速やかな注意喚起の実施による消費者被害の未然防止を図るためには、住民に身近な基礎自治体である市町村における消費生活窓口の充実・強化が不可欠である。
- 複雑化・多様化する消費生活相談の機能強化を図り、消費者の安全・安心な暮らしを実現するためには、消費生活相談に必要な知識を備えた相談員を養成するとともに、法律専門家等との連携が不可欠となってくる。
- 住民への消費生活相談窓口の周知を図っていくことも必要となる。

(3) 各相談センターの相談日等

〔岡山県消費生活センター〕

- 相談日 火曜日～日曜日（祝日・年末年始は除く）
- 受付時間 9：00～12：00 13：00～17：00

〔岡山県消費生活センター津山分室〕

- 相談日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）
- 受付時間 9：00～12：00 13：00～17：00

〔岡山市消費生活センター〕

- 相談日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- 受付時間 9：00～12：00 13：00～16：00

〔倉敷市消費生活センター〕

- 相談日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- 受付時間 9：00～12：00 13：00～16：00

〔津山市消費生活センター〕

- 相談日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- 受付時間 9：00～12：00 13：30～17：00

(4) 消費生活相談の受付状況（市町村別）

別紙のとおり

消費生活相談の受付状況(市町村別)

別紙

(21.05.21)

市町村名	人 口	平成20年度			平成19年度			平成18年度		
		市町村	県センター	計	市町村	県センター	計	市町村	県センター	計
岡 山 市	702,971	2,777	5,220	7,997	3,470	6,031	9,501	4,046	6,824	10,870
倉 敷 市	473,769	3,064	1,293	4,357	3,849	1,622	5,471	3,841	1,675	5,516
津 山 市	108,757	946	779	1,725	850	917	1,767	863	979	1,842
玉 野 市	65,197	6	480	486	9	544	553	8	512	520
笠 岡 市	55,207	77	230	307	105	288	393	99	358	457
井 原 市	44,218	18	201	219	34	247	281	45	263	308
総 社 市	66,763	25	513	538	20	558	578	20	610	630
高 梁 市	37,227	22	209	231	52	233	285	72	292	364
新 見 市	34,460	28	193	221	37	210	247	33	263	296
備 前 市	38,549	32	257	289	35	304	339	45	344	389
瀬 戸 内 市	38,433	10	274	284	21	321	342	6	384	390
赤 磐 市	43,598	37	343	380	10	407	417	9	436	445
真 庭 市	49,849	45	247	292	67	342	409	64	335	399
美 作 市	31,114	53	229	282	26	236	262	41	297	338
浅 口 市	36,682	21	266	287	16	300	316	11	307	318
和 気 町	15,699	3	103	106	0	121	121	7	123	130
早 島 町	12,057	9	71	80	7	99	106	23	93	116
里 庄 町	10,785	11	46	57	10	65	75	10	70	80
矢 掛 町	15,333	4	73	77	1	81	82	4	82	86
新 庄 村	982	0	6	6	0	6	6	3	7	10
鏡 野 町	13,725	9	79	88	8	97	105	12	100	112
勝 央 町	11,118	11	64	75	22	79	101	19	85	104
奈 義 町	6,191	3	29	32	5	41	46	1	55	56
西 栗 倉 村	1,603	0	7	7	3	23	26	3	20	23
久 米 南 町	5,404	16	40	56	16	51	67	14	57	71
美 咲 町	15,844	8	101	109	8	116	124	8	144	152
吉 備 中 央 町	13,500	4	107	111	14	92	106	9	112	121
県 外			165	165		213	213		210	210
不 詳			221	221		211	211		494	494
合 計	1,949,035	7,239	11,846	19,085	8,695	13,855	22,550	9,316	15,531	24,847

※ 行政の相談窓口で相談した人／商品・サービスに不満を持ったり被害を受けたことがある人＝4.1%

苦情を相談したり伝えたりした人／商品・サービスに不満を持ったり被害を受けたことがある人＝56.3%
 (『国民生活動向調査』平成20年1月：国民生活センター)

※ 津山市は平成18年度から相談員を配置したことで飛躍的に相談件数が増加(H17年度：276件→H18年度：863件)

※ 人口は岡山県毎月流動人口調査(平成20年12月1日現在)

2 計画期間及び計画期間を通じた消費者行政活性化の方針

1 計画期間

平成21年度から平成23年度までとする。

2 消費者行政活性化の方針

県では、岡山県消費者行政活性化基金条例（平成21年3月17日施行）を制定し、複雑かつ高度な消費生活相談に対応する窓口の機能の強化を図り、消費者の安全で安心な消費生活の実現に資するための基金（以下「基金」という。）を設置したところである。

消費者庁の設置等の動向も踏まえ、計画期間である3年間で、県と市町村が連携を図りながら、この基金を活用した消費者行政活性化事業に計画的に取り組み、消費生活センターの新設、相談窓口の充実・強化、相談員のスキルアップを図るなど、県民の安全で安心な消費生活の実現に向けて実効性のある取組を積極的に推進する。

3 県・市町村の役割

県では、市町村における消費生活センターの設置や消費生活相談窓口の相談員の人材確保や資質の向上などを支援するとともに、県の消費生活センターには県内の消費生活相談窓口の中核機関としての役割を果たしていくことが求められる。

また、市町村においては、消費者の暮らしに最も身近な基礎自治体として、「消費者に対する教育、啓発や情報提供」「消費者被害や消費者意見を収集し、消費者行政への反映」「地域特性を生かした消費者被害の早期発見や防止」などへの取組が求められる。

このため、岡山県では、市町村や関係機関との連携の下、県全体での消費生活相談機能のレベルアップを図っていく。

3 計画期間中に取り組む施策とその目標

1 消費者行政の推進

消費者行政において、消費生活相談は極めて重要な業務の一つであり、消費者の安全で安心な消費生活の実現はもとより、消費者ニーズの把握、消費者被害の把握、消費者行政に対する意見や悪質業者に関する情報の収集など多様な役割を果たしている。

住民にできるだけ身近な場所で、能力の高い相談員による相談体制の整備が急務であり、計画期間において、消費者行政活性化事業等の活用により、県と市町村が連携して、次のような取組を積極的に進めるものとする。

2 県における取組

(1) センター機能の強化・市町村の取組の支援等

県のセンターにおいては、法律専門家等との連携、相談しやすい環境の整備、相談機能の向上のための資料の整備など、センター機能の強化を図るとともに、各種研修会の実施や消費生活相談員の派遣事業などにより、市町村の相談員の養成・スキルアップなどの取組を支援する。

(2) 消費者教育・啓発の強化

ボランティア講師の派遣、消費者啓発セミナーや消費生活講座などを活用した啓発を進めるとともに、学校教育との連携により、若者世代への啓発も強化し、速やかな相談への誘導・促進を図る。

また、消費生活センターの相談機能について、住民への周知に努める。

3 市町村の取組

(1) 相談窓口の機能強化

消費生活センターの新設、相談者のプライバシーに配慮した相談コーナーの設置や改修、事務機器や相談実務能力の向上のための資料の整備等により、相談窓口の機能強化を図る。

(2) 消費生活相談員の養成・スキルアップ

地域のニーズ、相談の増加へ対応できるよう、消費生活相談員の養成・スキルアップを図る。

(3) 消費者教育・啓発の強化

啓発用パンフレットやリーフレットの作成配布により、消費者教育・啓発の強化に努めるとともに、相談窓口周知の為の広報宣伝を強化し、住民の速やかな相談への誘導・促進を図る。

4 消費生活相談員の処遇改善の取組

〔県・市町村の取組〕

- 消費生活相談に必要となる知識の習得のため、消費生活センター等の相談員が、国民生活センターの研修や消費生活相談員養成講座、講演会、シンポジウム等に容易に参加できるような取組み・支援を行う。
- 消費生活相談員養成事業をはじめとする各種研修会等への参加などにより、消費生活相談員の相談実務能力の向上を図る。
- 市町村において、消費生活センターの設置や相談窓口の強化を図る中で、消費生活相談員の増員を図る。
- 相談機能の向上につながるよう、相談窓口の整備、相談用の事務機器等の整備を行うなど、執務環境の向上に努める。

市町村プログラム

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	岡山市
計画期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センター機能を強化するため、センターの環境整備を図る。 ・ 複雑多様化している相談に対応するため、消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・ 専門的知識を必要とする相談に対応するため、専門家への相談等を含めた窓口の高度化を図る。 ・ 食品の安全安心への関心を高めるため、表示を中心とした啓発強化を図る。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称を消費生活センターと改名し、消費者に身近な窓口を目指すとともに、消費生活相談員を4名から5名に増員する。(平成21年度) ・ 必要な情報収集、事務の効率化等のため、現在1台のノートパソコンを4台増設し、1人1台のパソコンを配備する。(平成21年度) ・ 相談員の増員に対応するため、現在2台の電話機を1台増設する。(平成21年度) ・ 相談環境を充実するため、面談ルーム2部屋、相談カウンター及び来所者対応用の机、椅子等の備品を整備する。(平成21年度) ・ 消費生活相談員の能力向上のため、国民生活センター等への研修参加回数を現在の年2回から年6回(平成21年度)、年7回(平成22年度、23年度)に増やす。 ・ 高度な相談内容に対応できるよう、年10回程度の弁護士への相談、必要に応じて建築士等への相談機会を設ける。(平成21～23年度) ・ 食品表示・安全の啓発強化のため、認知度の高い講師を招き、講演会を開催する。(平成21～23年度) 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	国民生活センター等への研修参加にかかる旅費等の支援及び研修機会の確保		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	倉敷市
計画期間	平成21年6月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口の機能を強化するため、パソコンとプリンタを設置し、相談処理能力の向上と効率化を図る。 ・消費生活相談の複雑化・高度化に対応するため弁護士などの専門家を招き、研修・講義を受けることによって、相談員及び担当職員の相談処理能力のレベルアップを図る。 ・消費者教育・啓発を幅広く行い、消費者被害の未然防止の向上を図る。 ・以上の取組を通じ、消費者被害の未然防止を図り消費者被害の救済を迅速に行う相談体制を強化し、地域住民の消費生活に関する安全確保に努める。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な契約案件における内容証明発信指導能力の向上と効率化を図るためセンター内にパソコンとプリンタを各々2台設置（21年度） ・消費生活相談員等が専門的知識を有する弁護士等からの研修・講義を受けることにより相談処理能力のレベルアップを行なう。 (22、23年度) ・オリジナル啓発用情報紙を作成し、広報紙に折り込む方法で市内全世帯に配布する。その波及効果として消費者啓発の対象者の拡大が可能となり、消費者被害の未然防止の向上及び相談窓口の周知による早期相談の実現が図られる。またオリジナル啓発グッズも作成し、消費生活相談時および出前講座などの啓発・教育時に配布することにより、上記同様の効果を狙う。 (オリジナル啓発情報紙の広報紙への折込み 21、22、23年度) (オリジナル啓発グッズ作成 21年度) 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	研修参加にかかる旅費等の支援及び能力向上支援		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	津山市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成21年10月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<p>社会の複雑化、経済不安、雇用の不安定感が広がる中、悪質商法、振り込め詐欺、多重債務等の消費者被害が後を絶たない。津山市は、次に掲げる方針の下、消費者被害を未然に防ぎ、また、被害の早期回復を援助すべく、市民の消費生活に対するさらなる安心確保に努める事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消費者相談窓口の拡充 ② 相談員の研修参加支援によるレベルアップ ③ 専門家の実地指導により高度な相談に対応する等相談体制の充実
計画期間中に取り組む施策、目標	<p>方針に基づいて以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現在本庁のみで平日相談窓口を開設しているが、それに加えて4箇所の支所や公的施設、民間施設での消費者相談窓口を開設することにより、消費者に多くの相談機会を提供する。 ② 相談内容が多岐に亘ること、新しい手口による被害相談へも迅速に対応すること等、より高度化する相談に対応するため、国民生活センターや県等が行う研修に相談員を参加させ、相談員のレベルアップを図る。 ③ 高度な知識・経験を持った弁護士等専門家の指導を仰ぎ、複雑・多様化する消費者相談に対応できるだけの知識や経験を相談員に身につけさせる。
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・研修参加支援として出張の費用弁償を行う。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	玉野市
計画期間	平成21年9月～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問販売等による悪徳商法被害の防止を中心とした消費者への啓発事業を強化する。 ・ 消費者のプライバシーを配慮した消費生活相談スペースの設置を行い、相談をしやすい環境の充実に努める。 ・ 玉野市消費生活問題研究協議会の活動を推進し、地域において消費生活に関する意識を向上させる。 ・ 以上の取組から、消費生活相談のレベルアップを図り、市民の消費生活に関する安心確保に努める。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の研修参加支援によるレベルアップ（平成22年度以降） ・ 消費生活相談スペース設置のための案内看板、パーテーション等被相談者に配慮した器具の配備（平成21年度） ・ パンフレット等を作成し、市内全世帯に配布を行い、消費被害を防止するための啓発の強化（平成21年度～23年度） 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員は除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	笠岡市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成21年5月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<p>高齢者を狙う悪質商法や振り込め詐欺に対しても、広報啓発で被害の防止を呼びかける。</p> <p>県消費生活センターや、笠岡市消費生活問題研究協議会との連携を強化しながら、悪質商法や振り込め詐欺、多重債務問題といった消費者をとりまく様々な問題に対しての相談・お問い合わせの窓口機能についても強化を図り、安全・安心なまちづくりを推進する。</p>
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報啓発冊子を作成し、高齢者を狙う悪質商法や振り込め詐欺に対して被害の防止を呼びかける。 ・ 人目を気にすることなく、落ち着いて相談することのできる相談室を整備し、相談環境の整備と機能強化を図る。
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	井原市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 21 年 10 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者相談窓口を強化するため、月 1 回の消費生活相談員による特設消費生活相談を開始する。 ・ 消費生活相談用の相談室を設置する。 ・ 相談内容の充実を図るため、担当職員が研修を受講しレベルアップを図る。 ・ 書籍等相談に必要な資料を充実させ、スムーズな相談業務の遂行と相談職員のレベルアップを図る。 ・ 高齢者等の悪質商法の被害防止を中心に、消費者への啓発事業を強化する。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特設消費生活相談窓口を月 1 回設置する。現在の週 5 日市民相談窓口における消費者相談は引続き実施する。(平成 21 年度内) ・ 消費生活相談員の設置 (特設相談日に 1 名) (平成 21 年度内) ・ 消費生活相談用の相談室を市役所内へ設置する。 ・ 資格を有していない職員は、国民生活センターが実施する消費生活講座を受講、レベルアップを図る。(平成 21 年度～23 年度) ・ 高齢者等の悪質商法被害を防止するための啓発を強化する。
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員 (正規職員を除く) は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	総社市
計画期間	平成21年4月～平成24年3月		
消費者行政活性化の方針	専門の書籍等により見識を高め、被害者の相談に対して柔軟な対応を図る。また、相談窓口を広く広報することにより、被害防止を図る。		
計画期間中に取り組む施策、目標	専門の書籍・パソコン等を購入し、被害者の相談に迅速・柔軟に対応する。また、窓口等にパンフレットを配置することにより、広く広報を行う。 (平成21年度)		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	高梁市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成21年9月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の強化を図るため、毎月1回の消費生活相談日を設け専門相談員に来てもらい、市民の方からの相談に応じるようにする。 ・相談内容の充実を図るため、県等の実施する消費者相談に関する研修に相談員を参加させるなど相談員のレベルアップを図る。 ・悪質商法などの被害防止に努めるために啓発を行う。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活等の相談室の改修、整備（平成21年度～平成22年度） ・相談員の強化のため、執務図書などの購入。 (平成21年度～平成23年度) ・消費生活相談に携わる職員の研修参加を支援する。また、県等が企画する地方での相談員養成講座を活用し、養成を行う。 (平成22年度、平成23年度) ・教育・啓発推進用のリーフレットの作成。(平成21年度～平成23年度)
消費生活相談員の処遇改善の取組	相談員（正規職員を除く）は配置していないので該当なし。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	新見市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を強化するため、消費生活相談員による消費生活相談を開始する。 ・消費生活相談日は月1回開設する。 ・増加している高齢者への悪徳商法被害防止を中心とした消費者への啓発事業を強化する。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談日の開設（平成21年4月より月1回相談日開設） ・消費生活相談日の周知徹底（平成21年度） ・相談日用の看板作成（平成21年度） ・高齢者の悪徳商法被害防止のための啓発強化 ・執務参考資料購入（平成22・23年度）
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	備前市
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度の消費生活相談件数及び相談内容を考慮し、平成22年以降の相談窓口強化を検討する。 ・県等の研修参加により相談員等のレベルアップを図る。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・県等の研修に積極的に参加し、相談員、職員等のレベルアップを図る。 ・平成21年度の消費生活相談件数及び相談内容を考慮し、月1回程度、県消費生活センター相談員の派遣を検討する。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	瀬戸内市
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の早期発見・掘り起こしを図る。 ・悪質商法被害防止のため、啓発を強化する。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・参考図書購入等により市消費生活相談窓口を拡充し、あわせて 広報紙・チラシの各戸配布により周知し、消費者被害の早期発見・ 掘り起こしを図る。 (平成22年度) ・近年増加する高齢者の悪質商法被害防止のため、啓発を強化する。 (啓発活動を行っている団体への協力等) (平成22年度～平成23年度) 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	赤磐市
計画期間	平成21年10月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を強化するため、消費生活相談員を平成21年度内に配置する。 ・相談内容の充実を図るため、県等を実施する消費生活相談員養成事業に関する研修に相談員を参加させ、養成する。 ・特に高齢者に向けて、消費者被害防止の啓発を図る。 ・市役所（事務所）の一部を改修して窓口の強化を図る。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口に相談員を1名配置する。（相談窓口開設日数を現在の月1日から週1日へ拡大。平成21年度内） ・消費生活相談員の養成事業による相談員の養成（1名） ・高齢者を中心として消費者被害防止の街頭啓発、講習会の開催 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	真庭市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<p>消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、市民の安全で安心な消費生活の実現に資するため、平成23年度に消費生活センターを新設する予定。</p>
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度、真庭市役所新庁舎開庁にあわせて消費生活センターを設置する。 ・消費生活相談員（嘱託職員）を1名雇用し、研修参加等でレベルアップを図る。 ・消費生活センター新設に向け、平成22年度および平成23年度で環境を整備する。 ・パンフレット配布などにより、消費生活センター設置を広く市民に周知する。
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員除く）は、配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	美作市
計画期間	平成21年10月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、消費生活に関する資格（消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれか）を持つ市民相談員による相談日を月1回開設することとし、従来から月1回実施している消費生活相談員による相談日とあわせて、月2回相談日を開設する。 ・悪質商法の被害防止について、高齢者を中心とした消費者への啓発事業を強化する。 ・高齢者福祉担当をはじめとする庁内関係部署及び警察等関係機関との連携体制を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ○連絡会議の開催 ○関係部署職員の研修会 <p>以上の取り組みを通して、消費者被害の防止についての啓発を図るとともに、消費生活に関する相談体制を強化し、住民の消費生活に関する安心確保に努める。</p>		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談員による消費生活相談窓口開設日数の拡大 →現行月1回を月2回に拡大（平成21年度中） ・告知放送や市ホームページ、広報紙を活用して消費者被害防止についての啓発を図る。 ・悪質商法やその対処法についてのリーフレットを作成し、市内全戸に配付することにより、被害防止に対する消費者の注意を喚起するとともに相談窓口について周知する。 ・岡山県消費生活センター職員や消費生活相談員、弁護士等を講師として招き、庁内関係部署職員を対象とした研修会を開催する。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	浅口市
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を強化するため、消費生活相談員を配置する。 ・相談窓口については、平成22年度内に週3日開設することとする。 ・相談内容の充実を図るため、研修参加により相談員及び担当職員のレベルアップを図る。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の拡充のため、専用相談室を設置し、それに必要な室内環境の整備を行う。 (平成22年度内) ・相談員の配置(1～2名)。 ・相談員及び相談に従事する職員については、国民生活センター及び県が実施する講座又は研修に参加させ、レベルアップを図る。 ・資格を有しない相談員が資格取得のため試験を受けるときは、それに係る旅費・日当の支援を行う。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員(正規職員を除く)は配置していない。 相談員を配置できれば、研修等参加の旅費を支援する。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	和気町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者相談窓口の機能強化に取り組むことにより、消費者被害の防止を図るとともに、地域住民の消費生活に関する安心確保に努める。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の案内標示看板やパーテーション等を購入して、相談スペースを確保し、相談環境を整える。 (平成22年度) ・ 相談機能を強化するため、執務参考資料や備品を整備する。 (平成22～23年度)
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	早島町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実を図るため、専門相談員による定例相談日を設ける。 ・相談者のプライバシーに配慮した相談環境を整備する。 ・消費生活窓口を周知する。 ・悪質商法被害防止のための啓発活動を強化する。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を強化し潜在的な相談を掘り起こすため、県から相談員の派遣を受けて月一回の消費生活相談日を設ける。(平成 21 年度) ・相談体制の充実を図るため、県で実施する相談員養成プログラムへ相談員候補者を参加させる。(平成 21 年度) ・上記で育成した相談員を平成 22 年度以降に町の相談員として活用する。 ・パーテーションにより相談スペースを隔離、相談者のプライバシーに配慮した相談環境を整える。 ・相談用の PC 端末を整備し、相談業務の独立性を保持する。 ・消費生活窓口を周知する印刷物を作成し配布する。 ・消費者被害の防止するため、出前講座の開催や資料展示などを行い、啓発活動を強化する。
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	里庄町
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<p>平成21年度は準備期間とし、専門相談員を配置した消費者相談窓口の常設化をめざして平成22年度より相談員の養成に取り組む。現在は他業務と兼用になっている相談場所を整備し、相談専用窓口の開設をめざす。</p>		
計画期間中に取り組む施策、目標	<p>平成22年度 消費者相談窓口を担当する相談員を1名養成する。 平成23年度 定期的に消費者相談を専門とする窓口を開設する。</p>		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	矢掛町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成21年5月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を強化するため、消費生活相談員を配置し、町内の住民を対象に消費生活相談を開始する。 ・相談窓口については、平成22年度内に週3日程度開設することとする。 ・相談内容の充実を図るため、県等で実施する消費者相談に関する研修に相談員等を参加させ相談員のレベルアップを図る ・高齢者の悪徳商法被害の防止等について消費者への啓発事業を強化する。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費相談窓口の拡充（平成21年度内） （専従の相談員を置く。また、それに伴い相談窓口の整備を行う。） ・相談窓口開設日数の拡大（平成22年度） ・相談員の拡充 相談員に対しては県、消費生活センターで実施する消費生活相談に関する研修及び国民生活センターが実施する講座等に参加させることでレベルアップを図る（平成22年度～23年度） ・高齢者の悪徳商法被害を防止するため、高齢者の集会等へ出向き啓発を強化する
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度より相談員の研修参加の旅費を支援する。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	新庄村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	高齢者が多いため、悪質訪問販売、詐欺等の防止を図るとともに、相談、問い合わせの窓口機能の向上を図る。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・落ち着いて相談ができる相談窓口や相談環境の整備を図る。・相談窓口の広報や、高齢者を狙う悪質商法・振り込め詐欺等の被害防止を図るため、村広報誌やチラシの配布等による啓発活動の拡充等を行う。 (平成22年度～23年度)
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く。）は、配置していない
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	勝央町
計画期間	平成 21 年 8 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を強化するため、役場窓口に相談窓口を設置する。 ・相談内容の充実を図るため、近隣町村を含め消費生活相談員等の有資格者に委託し、町内で相談日を設ける。 ・近年増加している高齢者の悪徳商法被害の防止を中心とした消費者への啓発活動を強化する。 <p>以上の取り組みをとおして、消費者被害の防止を図るとともに、消費生活に関する相談体制を強化し、地域住民の消費生活に関する安心確保に努める。</p>		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・役場税務住民部の窓口に、消費者相談窓口を設置し、住民に周知する。(21 年度) ・相談員、職員のレベルアップを図るため、積極的に研修に参加させる。 ・近隣市町村等から消費生活相談員等の有資格者を、町で実施している「心配ごと相談日」・「人権相談日」・「安全と安心の街づくり会議」の時、委託し消費者相談を実施する。(22 年度) ・消費者被害の防止を図るため、消費者啓発用リーフレットを年 3 回広報誌に折り込み、全世帯に配布する。(21 年度) ・「安全と安心のまちづくり会議」に呼びかけ、29 地区内の高齢者のあつまり等に DVD、ビデオ等視覚に訴える教材を使い消費者被害の防止を図る。(22 年度) 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし、相談員(正規職員を除く)は配置していない。(21 年度)		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	奈義町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細やかな相談対応ができるよう、窓口の拡充強化。 ・ 悪質商法被害防止等を中心とした消費者への啓発事業を推進する。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者に対し各世帯等にパンフレットを配布し、意識啓発の強化を図る。 (平成 22 年度) ・ 悪質商法や多重債務など高度化する消費生活相談に対応するため、窓口の機能強化を図る。 (平成 22 年度) ・ 執務参考資料（消費生活関係テキスト）等を購入し、消費生活相談窓口コーナーを設置することにより、相談窓口の拡充強化を図る。 (平成 23 年度)
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	西粟倉村
-------	-----	------	------

計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	消費生活相談スタートアップ事業 消費者行政活性化オリジナル事業 上記の事業に取り組み、住民からの消費生活に係る相談窓口の強化及び、周知、啓発を継続的にする。
計画期間中に取り組む施策、目標	平成22年度から23年度の2年間で、庁舎内に相談窓口を設置し、相談事業を強化する。 また、消費者教育、啓発の強化及び消費生活行政の広報、周知の徹底をする。
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	久米南町
-------	-----	------	------

計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<p>平成21年度は準備期間とし、22年度、23年度で取り組む方針。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、増加している悪徳商法被害の防止策として、21年度は今までどおり町の防災行政無線、広報誌等で周知する。 ・ 平成22年度、23年度については、上記と併用して消費者への啓発活動を強化する。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪徳商法被害を防止するため美咲町と連携してパンフレットを作成し、町内全戸に配布し啓発強化に努める。 ・ 消費生活相談員の配置が不可能なため、消費生活関連の図書及びパソコンを購入し、相談者から相談された際の「消費生活相談カード」等の作成やインターネットから情報収集をし活用することにより窓口の強化を図る。
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	美咲町
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<p>平成21年度は準備期間とし、22年度、23年度で取り組む方針。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、増加している悪徳商法被害の防止策として、21年度は今までどおり町の告知放送、広報誌等で周知する。 ・平成22年度、23年度については、上記と併用して消費者への啓発活動をする。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・悪徳商法被害を防止するため久米南町と連携してパンフレットを作成し、町内全戸に配布し啓発強化に努める。 ・消費生活相談員の配置が不可能なため、消費生活関連の図書及びパソコンを購入し、相談者から相談された際の「消費生活相談カード」等の作成やインターネットから情報収集し活用することにより窓口強化を図る。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員は除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	吉備中央町
-------	-----	------	-------

計画期間	平成21年5月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度、消費生活相談員を養成するため、県等で開催する研修に参加させる。 ・高齢者の悪徳商法被害の防止を中心とした消費者への啓発事業を強化する ・消費生活問題研究協議会の活動の充実
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の養成（平成21年度） ・消費生活相談員の研修参加によるレベルアップ (平成22年度～23年度) ・消費者相談窓口の強化（平成22年～月1回程度巡回相談） ・高齢者の悪徳商法被害を防止するための啓発及び研修会の開催 ・消費問題に関心を高めると同時に被害を防止するための研修等の開催
消費生活相談員の処遇改善の取組	消費者相談に関する研修参加の旅費等の費用を支援する。(H22～)
その他特記事項	

生活環境保健福祉委員会資料

1. 緊急雇用創出事業（追加分）に係る事業について …… P. 1
2. 平成20年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について …… P. 3
3. 平成20年度介護報酬返還金の状況について …… P. 4
4. 平成20年度岡山県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果（概要）について …… P. 5
5. 「第3次岡山いきいき子どもプラン」（仮称）の意見を聴く会について …… P. 7

平成21年7月24日

保 健 福 祉 部

緊急雇用創出事業（追加分）に係る事業について【保健福祉部】

分野区分	事業名	H21年度分		3か年分	
		事業費 (百万円)	雇用創出数 (人)	事業費 (百万円)	雇用創出数 (人)
介護・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業 ・社会福祉法人会計相談事業 ・介護サービス事業者の業務管理体制整備事業 ・療養病床転換支援事業 ・精神障害者入居支援事業 	120	90	577	406
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする子どものための総合情報システム整備事業 ・倉敷児童相談所環境整備事業 	23	6	69	34
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・献血等推進支援事業 ・看護職員確保対策推進事業 ・改正薬事法に伴う登録販売者従事登録事務等迅速化事業 	22	19	61	43
計		165	115	707	483

実施予定の事業(追加分)【保健福祉部】

分野区分	事業名	概要	H21年度分		3か年分	
			事業費 (百万円)	雇用創出数 (人)	事業費 (百万円)	雇用創出数 (人)
介護・福祉	代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業	介護・福祉サービス事業所又は施設が、介護職員等を研修計画等に基づき研修に参加させる場合に、民間人材派遣会社等と連携し、代替職員を事業所・施設等に派遣する。	107	74	538	370
介護・福祉	社会福祉法人会計相談事業	企業会計及び複式簿記等について専門的な知識と経験を有する者を雇用し、小規模な社会福祉法人の経営状況を分析し、経営の効率化、安定化へ向けた取組を会計面で支援する。	5	6	21	18
介護・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制整備事業	業務管理体制の整備に関する事業者への通知、届出の受付、及び業務管理体制データ管理システム(仮称)への入力を行う。	4	5	4	5
介護・福祉	療養病床転換支援事業	医療制度改革の一環である療養病床の再編成について医療機関への検討を促すため、診療報酬・介護報酬、転換助成事業等に関する情報をタイムリーに提供し、転換意向を随時かつ適切に把握する。	1	1	1	1
介護・福祉	精神障害者入居支援事業	精神障害者の地域生活への移行を促進するため、関係機関と協力して賃貸住宅の物件探しや入居時の保証人の確保などを支援することにより、生活の場となる住宅の確保を図る。	3	4	13	12
(小計)		5件	120	90	577	406
子育て	支援を必要とする子どものための総合情報システム整備事業	子ども虐待に適切に対応するため、児童相談所に寄せられる通告・相談等の情報を系統立てて整理するためのデータベース化を図るとともに、職員の判断、支援、記録を補完するための情報処理システムを構築する。	21	4	67	32
子育て	倉敷児童相談所環境整備事業	庁舎の外壁、外構及び駐車場等が老朽化し、汚れも著しいため、洗浄、清掃等を行う。	2	2	2	2
(小計)		2件	23	6	69	34
医療	献血等推進支援事業	近年の少子高齢化等により今後の血液不足が予測されることから、献血者等の確保を促進するため、献血実施時や街頭等において献血等の普及啓発活動と意識調査を行う。	17	14	45	30
医療	看護職員確保対策推進事業	医療機関における看護職員の確保状況を把握するために病院看護職員調査を実施し、また、その調査に基づき、高校等で看護への興味や意欲を醸成するための出前講座、看護学生に対する研修会を実施することにより、県内医療機関への就業促進を図る。	4	4	15	12
医療	改正薬事法に伴う登録販売者従事登録事務等迅速化事業	改正薬事法における登録販売者試験合格者の従事登録事務について、申請受付から登録証交付、データ整備まで行う専任の職員を雇用することにより迅速化を図る。	1	1	1	1
(小計)		3件	22	19	61	43
(合計)		10件	165	115	707	483

平成20年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の 状況について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第25条の規定により、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について、次のとおり公表する。

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数	0 件
-----------------------------	-----

参考 平成20年度 市町村へ的高齢者虐待の通報とその確認の状況 （単位：件）

		養介護従事者等 によるもの	養護者によるもの	計	備 考
通報件数		14	483	497	
うち高齢者虐待		0	384	384	
高齢者 虐待の 内 訳	身体的	0	192	192	
	介護放棄等	0	138	138	
	心理的	0	153	153	
	性的	0	4	4	
	経済的	0	166	166	

※高齢者虐待の内訳は、重複している。

平成20年度介護報酬返還金の状況について

県では、介護保険法に基づき、介護保険事業者に対する指導監督を実施しているが、実地指導及び監査の結果、平成20年度において、介護報酬の不正・不当請求に当たるとして返還となった額をとりまとめたので、その概要について報告する。

1 介護報酬返還の年度別推移

	件数	金額(千円)
平成12年度	198	232,148
平成13年度	122	89,478
平成14年度	86	43,371
平成15年度	225	449,204
平成16年度	271	660,675
平成17年度	572	155,914
平成18年度	575	140,652
平成19年度	146	400,170
平成20年度	98	163,467
計	2,293	2,335,079

2 平成20年度の返還の主な内容(1件あたり100万円以上返還したもの)

サービス・施設種別	主な事由	件数	金額(千円)
訪問介護(予防を含む)	不正請求、虚偽申請、請求誤り等	3	35,847
訪問看護	不正請求、虚偽申請	1	4,100
通所介護(予防を含む)	不正請求、虚偽申請、人員基準違反	3	99,189
通所リハビリテーション	不正請求、人員基準違反	2	10,175
居宅介護支援	不正請求、運営基準違反	2	3,601
介護老人福祉施設	重度化対応加算請求誤り	1	1,031
介護療養型医療施設	施設基準違反	1	1,113

平成20年度岡山県食品衛生監視指導計画に基づく 監視指導結果（概要）について

食品衛生法の規定により定めた「平成20年度岡山県食品衛生監視指導計画」に基づき実施した監視指導、試験検査、自主管理の推進、リスクコミュニケーションの充実についての結果は、次のとおりである。

1 監視指導結果

飲食店、食品製造施設、学校給食施設等を対象に施設・設備の衛生管理、食品の衛生的な取扱い等の指導を実施した。

対象施設数	監視目標数	監視指導結果	目標達成率(%)
25,715	23,002	23,682	103

2 試験検査結果

(1) 収去検査^{注1}

検査目標検体数	検査実施検体数	違反件数
3,300	3,439	8 ^{注2}

注1：収去検査とは、食品衛生法に基づき、流通食品を無償で譲り受け違反の有無を確認する行政検査である。

注2：違反の内容は、添加物の使用基準違反2件、アイスクリーム類の成分規格違反（大腸菌群陽性）3件、生食用かき加工基準違反（養殖海域海水の大腸菌群最確数違反）3件であった。

なお、これらについては、店頭からの撤去、加熱用への転用を指示するとともに、原因究明及び再発防止の指導等を実施した。

(2) 腸管出血性大腸菌対策

県内に流通する食品を対象に、腸管出血性大腸菌の汚染実態調査を実施したが、検査した食品すべてで不検出であった。

検体数	検出	不検出
197	0	197

(3) 買上検査

検査区分	検査項目	検査目標 検体数	検査実施 検体数	検査結果
遺伝子組換え食品検査	遺伝子組換え食品	30	32	すべて適
アレルギー物質の検査	アレルギー物質	20	20	1件不適合 ^{注3}
輸入冷凍食品等買上検査	残留農薬	30	30	すべて適

注3：パンから表示にない乳及び鶏卵由来のアレルギー物質を検出した。

なお、これについては、原因究明を行い、自主回収を指示するとともに、再発防止措置を指導し安全を確保した。

(4) 食品苦情及び食中毒発生時の原因究明のための検査

	検査実施検体数
食品苦情検査	247
食中毒検査	238

(5) と畜検査

区分	検査頭数	全部廃棄頭数	一部廃棄頭数
牛	5, 218	153	3, 278
馬	24	0	2
豚	439	1	322
めん羊・山羊	2	0	1

(6) BSE等スクリーニング検査(全頭検査)

検査頭数	陰性	要確認検査
5, 220	5, 220	0

※ めん羊2頭を含む

3 自主管理の推進

広域流通食品等事業者を中心に自主管理体制の整備等について指導を実施した。岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例に基づく自主回収の報告は5件あり、公表等を通じて県内に流通する食品の安全確保に努めた。

4 リスクコミュニケーションの充実

食品の摂取によって人の健康に悪影響が起きるリスク(危険性)について正しい理解を広めるため、講習会等を通じた情報提供、消費者、食品等事業者、行政相互間での情報交換、意見交換等を実施した。

(1) 食の安全相談窓口での対応 2, 338件

(2) 衛生講習会の開催

対象者	実施回数	参加人数
営業者・従事者	105	4, 439
集団給食従事者	49	2, 502
一般消費者等	76	2, 561
計	230	9, 502

(3) 「体験!科学で知る 食の安心」事業

- ① 保健所での体験的要素を含む講習会 108回(3, 418人)(再掲)
- ② (社)岡山県食品衛生協会への委託による体験型事業 10回(581人)

(4) 食の安全サポーター拡大事業

登録者数: 50企業(51団体)
配信回数: 5回(定期: 2回、臨時3回)

(5) 「検定-晴れの国おかやまの食-」

実施日: 平成20年10月5日(日)
実施場所: 岡山県立大学
受験者数(合格者数): 145名・20組(122名・20組)
※一般検定の部、親子検定の部を実施

(6) リスクコミュニケーターの養成

講座、研修会等の開催: 4回
参加者数: 212名

「第3次岡山いきいき子どもプラン」(仮称)の意見を聴く会について

県では、今年度、平成22年度からの次世代育成支援対策を総合的・計画的に推進するための指針となる「第3次岡山いきいき子どもプラン」(仮称)を策定することとしているが、県民のみなさんの御意見を十分に反映させた実効性あるものとするため、県内3か所でその骨子となる考え方を説明して意見を聴く会を開催することとし、次のとおり参加者を募集する。

1 開催日時及び場所

(1) 備前地域

- ・日時 平成21年8月22日(土) 13:30～15:30
- ・場所 岡山市北区南方2丁目13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)

(2) 備中地域

- ・日時 平成21年9月4日(金) 13:30～15:30
- ・場所 倉敷市羽島1083
岡山県備中県民局会議室

(3) 美作地域

- ・日時 平成21年8月28日(金) 13:30～15:30
- ・場所 津山市椿高下114
津山保健センターホール

2 参加申込方法

郵送(官製ハガキ等)、ファックス、電子申請のいずれかにより、会場名・氏名・年齢・性別・住所・電話番号等を記入のうえ、県子育て支援課へ申し込んでください。県民のみなさん、どなたでもお申込みできます。

なお、必要な方は「託児希望」(お子さんのお名前、性別、年齢を明記)と記載してください。(無料)

- ・申込締切 平成21年8月12日(水) 必着
- ・郵送先 〒700-8570(住所不要)岡山県子育て支援課 あて
- ・FAX (086) 234-5770
- ・電子申請 岡山県子育て支援課のホームページ(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=40)からお申し込みください。

【お問い合わせ先】

岡山県子育て支援課 電話(086)226-7347